

介護保険 福祉用具購入費の支給

「福祉用具購入費の支給」は、在宅の要介護・要支援者の日常生活の自立を助けるため福祉用具を購入する場合に費用の9割分が支給される制度です。

支給方法

① 償還払い方法

福祉用具を購入した被保険者（利用者）が購入費用の全額（10割）を事業者に支払い、その後介護保険課に保険給付分（9割）を申請して支給を受ける方法です。

② 受領委任払い方法

利用者が費用の1割分のみを事業者に支払い、保険給付される9割分は、春日井市が利用者から受領に関する委任を受けた事業者に直接支払うことにより、利用者の一時的な費用負担を軽減する方法です。ただし、「受領委任払い登録事業者」において福祉用具を購入する場合があります。

支給要件

- ・ 要介護・要支援者の日常生活の自立を助けるため福祉用具を購入すること。
- ・ 同一種目の福祉用具は、同一年度内に1度しか購入できません。

利用限度額

- ・ 要支援・要介護者状態区分に関係なく、一人あたり同一年度内に10万円までです。
※ 利用限度額（10万円）を超えた費用は、全額自己負担となります。
- ・ 購入費用の9割分が福祉用具購入費として支給され、1割分は自己負担となりますので、最高9万円まで支給されます。

問い合わせ先

春日井市役所 介護保険課 管理担当

電話 0568-85-6921

申請手続き

① 償還払い方法

1 福祉用具購入費申請

福祉用具購入後、福祉用具購入費支給の申請手続きをしてください。

提出するもの

- ・ 介護保険 居宅介護・介護予防福祉用具購入費支給申請書
- ・ 福祉用具の領収書 ・ 福祉用具のパフレット等

2 福祉用具購入費の振込み

給付費支給決定通知書が届いた後、指定された口座に福祉用具購入費が振り込まれます。

② 受領委任払い方法

1 受領委任払い承認申請

福祉用具購入前に、受領委任払い承認申請をしてください。

提出するもの

- ・ 福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払い承認申請書
- ・ 福祉用具の見積書
- ・ 福祉用具のパフレット等

2 受領委任払い承認通知

介護保険課から次の通知が届きます。

- ・ 福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払い承認通知書

3 福祉用具の購入

- ・ 福祉用具を購入します。購入費用の1割分を事業者を支払い、領収書を受け取ります。

4 購入後支給申請

介護保険課へ福祉用具購入費の申請をしてください。

提出するもの

- ・ 介護保険 居宅介護・介護予防福祉用具購入費支給申請書
- ・ 福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払い承認通知書
- ・ 領収書（自己負担額を記載したもの）

5 福祉用具購入費の振込み

給付費支給決定通知書が届いた後、事業者の口座に福祉用具購入費が振り込まれます。